

【令和 8 年度】

母子福祉資金

父子福祉資金 貸付制度のあらまし

寡婦福祉資金



©岡山県「ももっち・うらっちと仲間たち」

貸付けの流れ（概略）

事前相談	福祉事務所（市等）・役場（町村）に相談してください。
↓	
面接	借主、必要に応じて連帯借主、連帯保証人に面接し、家計・家庭状況についてお聞きします。
↓	
申請	貸付けに必要な書類を提出してください。
↓	
審査会	貸付けについて審査を行います。 （審査結果によって、貸付けできない場合があります。）
↓	
貸付決定	貸付けの可否について通知します。 貸付決定された場合は、借用書を提出してください。
↓	
資金交付	届出口座に振り込みます。

※詳細は福祉事務所（市等）・役場（町村）にお尋ねください。

返済義務があります。

当制度は対象者の方に必要とする資金をお貸しする制度です。
資金を給付する制度ではありません。

主な母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の種類とその概要

(令和8年4月現在)

貸付金の種類	内 容	貸 付 対 象	貸 付 金 額 の 限 度	据 置 期 間	償 還 期 間	貸付利率
就学支度資金	小学校又は中学校への入学に際し必要な資金 〔所得税非課税又は入学時における経済的事情が所得税非課税の者と同等程度と認められる方に限ります。〕	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童	小 学 校 91,600円 中 学 校 101,000円	15歳に達した日の属する学年を終了して6 か 月 間	10 年 以 内	無 利 子
	高等学校又は専修学校（一般課程、高等課程）への入学に際し必要な資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子	(国公立、私立の専修学校（一般課程）) 自宅通学 150,000円 自宅外通学 160,000円 (私 立) 自宅通学 410,000円 自宅外通学 420,000円	修 学 終 了 後 6 か 月 間	10 年 以 内 専修学校 (一般課程) 5年以内	
	大学（短期大学を含む）、大学院、高等専門学校又は専修学校（専門課程又は専攻科）への入学に際して必要な資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子	(国 公 立) 自 宅 通 学 420,000円 自 宅 外 通 学 430,000円 (私 立) 自 宅 通 学 580,000円 自 宅 外 通 学 590,000円 ※3	修 学 終 了 後 6 か 月 間	10 年 以 内	
	事業を開始し、又は就職するため必要な知識技能を習得するための施設（厚生労働大臣が定めるもの）への入所に際し必要な資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子	自宅通所 中卒者 150,000円 高卒者 272,000円 自宅外通所 中卒者 160,000円 高卒者 282,000円	修 業 終 了 後 6 か 月 間	5 年 以 内	
修学資金	修学に必要な資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のない児童 寡婦が扶養している子	別表修学資金貸付限度額(月額)一覧表のとおり ※2 ※3 〔日本学生支援機構からの貸与型奨学金、その他団体等の奨学金、授業料減免等を受ける場合、貸与額を調整する可能性があります。〕	修 学 終 了 後 6 か 月 間	・3年以上の貸付け 10年以内 ・2年以上3年未満の貸付け 6年以内 ・専修学校（一般課程） 5年以内 ・2年未満の貸付け 3年以内	無 利 子

修学資金貸付限度額（月額）一覧表^{※4}

		国 公 立		私 立	
		自 宅 通 学	自 宅 外 通 学	自 宅 通 学	自 宅 外 通 学
高等専修学校（高等課程）		27,000円	34,500円	45,000円	52,500円
高等専門学校	1～3年	31,500円	33,750円	48,000円	52,500円
	4・5年	67,500円	76,500円	98,500円	115,000円
専修学校（専門課程又は専攻科）		67,500円	78,000円	89,000円	126,500円
短期大学		67,500円	96,500円	93,500円	131,000円
大学		71,000円	108,500円	108,500円	146,000円
大学院	修士課程	132,000円			
	博士課程	183,000円			
専修学校（一般課程）		55,500円			

貸付金の種類	内 容	貸 付 対 象	貸 付 金 額 の 限 度	据 置 期 間	償 還 期 間	貸付利率
技能習得資金	知識技能を習得するのに必要な資金 就業を容易にするために高等学校へ修学及び入学するのに必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	5年以内 月額68,000円 (自動車運転免許取得は460,000円)	習得期間満了後 1 年	・1年までの貸付け 10年以内 ・2年までの貸付け 15年以内 ・2年を超える貸付け 20年以内	* ¹ 無利子又は1.0%
修業資金	知識技能を習得するのに必要な資金	母子家庭の児童 父子家庭の児童 父母のいない児童 寡婦が扶養している子	5年以内 月額68,000円 〔高校3年在学時に就職を希望する児童の自動車運転免許取得は460,000円〕 ※2	習得期間満了後 1 年	・1年までの貸付け 3年以内 ・1年を超える貸付け 6年以内	無 利 子
就職支度資金	就職に際し必要な資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡 婦	1回につき 110,000円 〔通勤のために自動車を購入する場合 340,000円 (通常分100,000円+自動車購入分240,000円)〕	貸付けの日から 1 年 間	6 年 以 内	* ¹ 無利子又は1.0% (児童に係る貸付けは無利子)
住宅資金	住宅を建設、購入、補修、保全、改築、増築するのに必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	1回につき 1,500,000円 (特別の場合 2,000,000円)	貸付けの日から 6 か 月 間	6 年 以 内	* ¹ 無利子又は1.0%
転宅資金	住居を移転するための住宅の貸借に必要な資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	1回につき 260,000円	貸付けの日から 6 か 月 間	3 年 以 内	* ¹ 無利子又は1.0%

※1 連帯保証人を立てる場合は無利子、立てない場合は年1.0%の利子が課されます。

※2 修学資金・修業資金の貸付限度額加算について、高等学校、高等専門学校、専修学校に就学している児童又は修業施設において知識技能を習得中の児童が、18歳に達する日以後の最初の3月31日に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、修学資金又は修業資金の貸付限度額に児童扶養手当の額を加算することができます。

※3 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）に基づく高等教育の修学支援制度により支援を受けた場合、支援相当額を控除した額を限度額とします。また、貸付け後に同制度による支援を受けた場合は、支援相当額について償還を求めることがあります。

※4 児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第4条に定める計算方法に基づき算出した前年所得が682万円（年収目安900万円）（扶養親族等が2人以上の場合については、前年所得について、682万円に扶養親族等のうち1人を除いた扶養親族等1人につき38万円を加算した額）を超える場合には、限度額が本一覧表と異なります。

* そのほかの資金として、医療介護資金、生活資金、結婚資金もあります。詳しくはお問い合わせください。

* 事業開始資金、事業継続資金については、事業にかかるリスクが高く、かえってひとり親家庭の自立の妨げになるケースが多いことから、別の方法で自立を図ることを推奨しています。

* 貸付けは、県が審査を行います。審査結果によっては、貸付けができない場合があります。

* 虚偽の申請や不正な手段により貸付けを受けた場合、目的外使用が明らかな場合、貸付金を即座に一括返済していただきます。

* 貸付金の限度額の範囲内で貸付けを行っており、必要経費以外は貸付けできません。

* 提出書類にかかる費用については、申請者の方にご負担いただいております。

就学支度資金・修学資金・修業資金・就職支度資金について

児童・子の進学等のために、これらの貸付けを受ける場合、親が「借主」、児童・子が「連帯借主」になり、連帯して債務を負うことになります。

児童・子にも返済義務がありますので、よくご理解の上、ご相談ください。



©岡山県「ももっち・うらっち」

母子・父子・寡婦福祉資金貸付金制度の概要

貸付けにあたり、貸付希望者（借主、連帯借主、連帯保証人）との面接、申請内容の審査が行われます。

貸付対象者 ・当該資金の貸付けにより、経済的自立の助成と生活意欲の助長が図られ、償還が確実に認められる方（税金や国民健康保険料、公共料金等の滞納が無いこと）
※この制度は外国人の方にも適用されます。

母子福祉資金

- ・母子家庭の母（死別・離婚等により配偶者のない女子で現に児童（20歳未満）を扶養している方）
- ・母子家庭の児童及び父母のいない児童（20歳未満）

父子福祉資金

- ・父子家庭の父（死別・離婚等により配偶者のない男子で現に児童（20歳未満）を扶養している方）
- ・父子家庭の児童（20歳未満）

寡婦福祉資金

- ・寡婦（死別・離婚等により配偶者のない女子であって、かつて母子家庭の母であった方）
- ・40歳以上の配偶者のない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の方
※いずれも、扶養する子等がない場合は、前年の所得（1月1日から5月31日までの間に申請のあった貸付けについては前々年の所得）の額が2,036,000円を超えない方に限ります。

貸付申請受付窓口 ・市に居住する方………市の福祉事務所
・町村に居住する方………町村役場経由で県民局健康福祉部（西栗倉村は村の福祉事務所）

貸付申請受付期間 ・必ず事前に窓口へ相談してください。
・貸付申請は随時受け付けていますが、就学支度資金については、2月上旬までに相談してください。（申請書が提出されてから資金交付まで通常1か月～2か月かかりますので、お早めにご相談ください。）

貸付申請関係書類 ・各資金共通（※下記の他、必要に応じて書類を追加していただく場合があります。）
貸付申請書・経費見積書・戸籍謄本・住民票（本籍の記載）・年収を証明するもの（課税証明書等）・
貸付申請に対する民生（児童）委員の意見書・保証承諾書（申請者が未成年者の場合のみ）・誓約書・同意書等
・就学支度資金………合格通知書の写し又は入学許可証・奨学金等の額が分かるもの
・修学資金………在学証明書・修学生調書・奨学金等の額が分かるもの
・技能習得資金、修業資金………技能習得・修学先の発行する証明書
・就職支度資金………就職に関する採用証明書又は採用通知書の写し
・住宅資金………住宅計画書及び住宅経費見積書
・転宅資金………賃貸借契約書の写し又は使用承諾書等（家賃、共益費の内容がわかるもの）

貸付決定後の提出書類 ・借用書、印鑑証明書（借主、18歳以上の連帯借主、連帯保証人のもの）、口座振替申出書（貸付用）、口座振替依頼書（償還用）

借主確認書類 ・マイナンバー（個人番号）カード又は、通知カード（個人番号が記載された住民票の写しも可）及び顔写真がついた証明書（運転免許証、在留カード、パスポート等）

連帯保証人 ・行為能力のある方（未成年ではない方等）
・弁済能力を有し、かつ、真に誠意のある方
・県内に居住する方を優先してください。
・借主及び連帯借主と同居又は同一家計ではない方

償還方法 ・原則、月賦の口座振替により、返済していただきます。

違約金 ・支払い期限までに入金がなかった場合は、延滞元利金額について年3%の割合で課せられます。

住所変更その他の届出 ・住所氏名変更届、貸付辞退申出書、保証人異動届、休停復学届、資格喪失届（修学先の変更があった場合も含む）、据置期間延長申請書、繰上償還申出書、死亡届、支払猶予申請書の届出及び奨学金等の額に変更があった場合は、速やかに市等の福祉事務所又は町村役場で手続きをしてください。